

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	奥武山体育施設（野球場、屋内運動場、トレーニング室）の利用料金の減免
根拠法令及び条項	那覇市奥武山体育施設条例10条 那覇市奥武山体育施設条例施行規則第3条 那覇市営奥武山体育施設管理に関する規程 第13条
審 査 基 準	
<p>那覇市奥武山体育施設条例</p> <p>那覇市奥武山体育施設条例施行規則</p> <p>那覇市営奥武山体育施設管理に関する規程</p> <p>別紙のとおり</p>	
標準処理期間	3日
所管部署	生涯学習部 市民スポーツ課（098-917-3504） 指定管理者 N P O 法人 那覇市体育協会
更新日	平成27年4月1日

(別紙)

那覇市奥武山体育施設条例

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会規則で定めるところにより利用料金の全部又は一部を免除することができる。ただし、利用料金の一部を免除するときは、照明設備及び冷房設備の利用料金を免除することができない。

- (1) 本市又は本市の機関が主催又は共催する行事に利用する場合
- (2) 指定管理者が当該施設を公共目的で利用する場合
- (3) 公共的団体が本市の行政活動への協力目的で利用する場合
- (4) 市内の公共的団体が本来の活動目的で利用する場合
- (5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する市内の学校が教育上の目的で利用するとき又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する市内の保育所等の児童福祉施設が児童福祉の目的で利用する場合
- (6) 利用する団体(構成員が本市に在住、在勤又は在学する者に限る。以下同じ。)の構成員の半数以上が障がい者である場合
- (7) 利用する団体の構成員の半数以上が65歳以上である場合
- (8) 利用する団体の構成員の半数以上が中学生以下である場合
- (9) 沖縄県中学校体育連盟若しくは那覇地区中学校体育連盟又は那覇市スポーツ少年団が主催する児童又は生徒を対象とした行事に利用する場合
- (10) 沖縄県高等学校野球連盟又は沖縄県野球連盟が主催又は共催する県大会、九州大会、全国大会等に利用する場合
- (11) 指定管理者が特別の理由があると認める場合
- (12) その他市長が特別の理由があると認める場合

那覇市奥武山体育施設条例施行規則

(利用料金の減免)

第3条 条例第10条に規定する場合において、指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除することができる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 本市又は本市の機関が主催する行事に利用する場合 全額

- (2) 本市又は本市の機関が共催する行事に利用する場合 利用料金の2分の1の額
- (3) 指定管理者が当該施設を公共目的で利用する場合 全額
- (4) 公共的団体が本市の行政活動への協力目的で利用する場合 全額
- (5) 市内の公共的団体が本来の活動目的で利用する場合 利用料金の2分の1の額
- (6) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する市内の学校が教育上の目的で利用するとき又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する市内の保育所等の児童福祉施設が児童福祉の目的で利用する場合 利用料金の2分の1の額
- (7) 利用する団体(構成員が本市に在住、在勤又は在学する者に限る。以下同じ。)の構成員の半数以上が障がい者である場合 利用料金の2分の1の額
- (8) 利用する団体の構成員の半数以上が65歳以上である場合 利用料金の2分の1の額
- (9) 利用する団体の構成員の半数以上が中学生以下である場合 利用料金の2分の1の額
- (10) 沖縄県中学校体育連盟若しくは那覇地区中学校体育連盟又は那覇市スポーツ少年団が主催する児童又は生徒を対象とした行事に利用する場合 全額
- (11) 沖縄県高等学校野球連盟又は沖縄県野球連盟が主催又は共催する県大会、九州大会、全国大会等で利用する場合 利用料金の2分の1の額
- (12) 指定管理者が特別の理由があると認める場合 指定管理者が必要と認める額
- (13) その他市長が特別の理由があると認める場合 市長が必要と認める額

那覇市営奥武山体育施設管理に関する規程

(利用料金の免除)

第13条 規則第3条第1項第12号の規定により指定管理者が利用料金の全部又は一部免除することができる特別な理由があると認める場合及びその額は、次のとおりとする。ただし、照明設備及び冷房設備の利用料金については、一部免除することができない。

- (1) NPO法人那覇市体育協会が主催する行事・大会等 全額
- (2) 会長が特別な理由があると認める場合 全額又は利用料金の2分の1の額